

令和8年度十日町おおまつり露店市場出店者募集要項

1. 開設日時

令和8年8月25日（火） 13時～21時まで
8月26日（水） 10時～21時まで

2. 開設区域、別紙1「令和8年度十日町おおまつり露店市場開設図」参照

- (1) 一般エリア 十日町市駅通り「村竹ビル」前から「新川屋」前の両側
(2) 露店エリア 十日町市駅通り「カネニ金物店」前から「志天」前の両側
(3) キッチンカーエリア 十日町駅東口公園

3. 出店について

(1) 出店資格

- ①「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の確約に反しない者。
②本要項及び主催者の指示を遵守する者。

(2) 出店料等について

項目 \ 出店業種	一般 ※1	露店 ※2	キッチンカー ※1
小間数	28小間	90小間	12小間
小間面積	1小間 間口2.5m×奥行2.5m 1出店者2小間まで		車種問わず2小間
営業品目 ※3	1小間につき1品目まで		
出店料 ※4	1小間 3,000円 2小間 6,000円		2小間 6,000円
電気料 ※4	①コンセント1個 (200W) 2,300円 ②シャーベット専用コンセント1個 5,700円 1出店者1個まで 【②は露店のみ。本部付近に設置されます。】		— 恐れ入りますが、出店場所にコンセントの準備はございません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・出店に必要なテント等の備品は出店者各自でご準備ください。 ・電気ケトル等の電化製品を使用する場合、電気容量が不足するため、発電機をご準備ください。 ・コンセントは地上から約2mの高さにあります。必要に応じて延長コードをご準備ください。 		

※1 小間数を超える申込みがあった場合、①十日町市内に住所を有する個人・法人、②新潟県内に住所を有する個人・法人、③新潟県外に住所を有する個人・法人の順に優先し、主催者で抽選を行い、出店者を決定します。①の申込数が小間数に満たない場合は、①全てを出店可としたうえで、残余の小間数について②を対象として主催者で抽選を行い、出店者を決定します。

※2 小間数を超える申込みがあった場合、令和7（2025）年度十日町おおまつり露店市場に出店実績のある者を優先し、主催者で抽選を行います。

※3 1 出店者最大2品目とし、飲食は新潟県の食品営業許可を受けられる品目限定とします

【例】

- ・「焼き鳥（もも、ねぎま、皮など）」や「かき氷（各種シロップ）」のように、同一商品の味や種類の違いは1品目として取扱います。
- ・「たこ焼き」と「飲み物（アルコール、ソフトドリンク）」を販売する場合は2品目として扱い、2小間の申請が必要です。
- ・雑貨等の物販は1品目として取扱います。

※4 出店料と電気料は当日受付時に徴収します。一般エリア、露店エリアの出店者はコンセント使用有無に関わらず、電気料を徴収します。

4. 応募方法

下記書類に必要事項を記入し、十日町市文化観光課観光企画係へご提出ください。（郵送、メール、持込）なお、期限までに提出がない場合は出店できませんので、予めご承知おきください。

- ①「反社会勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」 ※5
- ② 令和8年度十日町おまつり露店出店内容調査票 兼 誓約書
- ③「市場等定置食品営業許可書」又は「行商許可書」調査票（露店エリア出店者のみ）

提出期限：令和8年7月17日(金) 必着

提出先：〒948-0079 新潟県十日町市旭町251-17 十日町市総合観光案内所内

十日町市文化観光課 観光企画係

メールアドレス:t-kanko@city.tokamachi.lg.jp

※5

- ・「反社会勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」は露店責任者のみではなく、使用人（営業の準備や片付け、手伝いをする方）の欄も必ず記入してください。記入のない使用人は当日の出店準備等に従事できません。使用人欄が不足する場合は各自コピーにてご対応ください。
- ・「反社会勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の【本人写真】欄は【本人確認書添付欄】で顔写真が確認できる場合は貼付け不要です。
- ・顔写真が確認できない場合があるため、FAXでの提出はご遠慮ください。

5. 出店スケジュール

【25日（火）】

交通規制開始前は車道上にテント等は設置せず、通行の妨げにならないようアーケード内に仮置きしてください。交通規制開始前に9. 出店者駐車場に車両を移動させてください。

11:00～ 出店受付 場所：露店管理本部（共立観光株様隣り）

正午～ 交通規制開始、出店準備、消防検査

13:00～ 開店

21:00 閉店

【26日（水）】

10:00～ 開店

21:00 閉店、撤収

22:00 交通規制解除

6. 出店場所

出店場所は主催者が定めた場所とします。出店場所の変更はできません。

7. 給水設備

開設区域に仮設水道を3箇所設置します。汁物等を捨てることはできません。

8. ゴミの処分

出店により出たゴミは出店者が必ず持ち帰ってください。出店者は閉店後、責任を持って付近を清掃してください。

9. 出店者駐車場

立正佼成会十日町教会駐車場

10. 注意事項

(1) 火気の取扱いについて

火気を使用する場合は、別紙「イベント（露店等）での火災予防について」、「露店等の安全チェックリスト」の記載事項を徹底するよう、準備してください。当日の消防検査で不備が見つかった場合、立ち退きしていただく場合があります。

◎特に注意する事項

【火気使用器具】

- ・周囲の建築物、可燃物とは側方、後方15cm以上、上方1m以上の距離をとる。

【台等】

- ・台が不燃性でない場合は、金属製以外の不燃性の物※5を上に置く。
- ※5 厚さ7mm以上のせっこうボードやコンクリートブロック等、難燃材料以上のもので、台に熱が直接伝わらない範囲の大きさの物

【ボンベ】

- ・火気から2m以上離して、安定した場所に固定する。2m以上の距離が確保できない場合は、不燃性の物※5で遮蔽する。

【消火器】

- ・10型以上の業務用消火器を1本以上用意する。期限が切れていないことを確認する。

【発電機】

- ・運転中の給油は絶対にしない。燃料は高温下で保管しない。

(2) 食品の取扱いについて

- ・食品の製造販売に関わるトラブルに関して、主催者は一切の責任を負いません。出店者の責任のもと適切に対応してください。食品営業許可については十日町保健所へお問い合わせください。
- ・「新潟県市場等定置食品営業許可」（露店エリア）が必要な出店者は当日受付時に申請してください。
- ・「新潟県臨時食品営業許可」（一般エリア）が必要な出店者は事前に十日町保健所にて申請を行ってください。

【「新潟県臨時食品営業許可」の申請について】

申請期限：令和8年8月14日（金）

申請場所：十日町保健所

住所 〒948-0055 新潟県十日町市高山857

電話 025-757-2707（8時30分～17時15分まで 土日・祝祭日を除く）

(3) その他注意事項

- ・出店に係る事故及び破損、盗難等に対し、主催者は一切の責任を負いません。出店者の責任のもと適切に対応してください。
- ・次の事項に該当した場合、出店許可を取り消し、立ち退き及び次回以降の出店をお断りさせていただきます。
 - ①「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の確約に反した場合
 - ②本要項および主催者の指示に従わない場合。

11. その他

- ・小間数を超える応募があった場合、申込者に抽選結果を郵送いたします
- ・出店者には後日、当日の出店に係る注意事項等の資料を郵送いたします。

【問合せ先】

〒948-0079

新潟県十日町市旭町251-17 十日町市総合観光案内所内

十日町市文化観光課 観光企画係 小川

TEL：025-757-3100 FAX：025-757-2285